

前回の小委員会における主な意見

1. イノベーションの促進

【意見のポイント】

- 基本原則①に掲げられた「イノベーションの促進」に係る検討は、プラットフォームに限らず、事業者全般に妥当するのではないか。
- プラットフォーマーは、マーケットプレイス型やメディア型等のいくつかの類型に分類し得る。そして、類型ごとに行っている行為の性質が異なるため、「プラットフォーム」の定義は精査する必要がある。
- 規制遵守コストの問題は、プラットフォームに限らず、イノベティブな企業について広く問題となるものであるが、現在のビジネス環境に照らした合理的な規制の見直しが必要である。
- 対応コスト削減のための具体的議論をするに先んじて、重複している既存の業規制について、所管法令の枠にとらわれずに広く洗い出しを行うことが必要である。
- （ビジネスの横断化により、）ありとあらゆる業法が重なってくるので、横断的に政府全体として議論していくべき。
- 商行為に内在するリスクについては、必ずしも規制によってではなく、テクノロジーの活用によって担保できる領域も増えてきていると思われる。イノベーションの促進を考えるに際してはテクノロジーの活用に期待できる領域を考えながら規制を敷くべき範囲を考えることが重要である。
- RegTech について、機械可読性と本人確認（KYC）というテーマも小委員会の枠を超え、社会全体として取り組むべきテーマである。

【意見を踏まえた検討の方向性】

- ✓ 業種横断的なビジネスの展開を支えるイノベーションの促進という観点からは、プラットフォームに限定しないものの、プラットフォーム型ビジネスに着目しながら議論を進めるべきではないか。
- ✓ 業種横断的なビジネス展開の障害となる重複した業規制について、プラットフォーム型ビジネスの特性も踏まえ、ビジネス上の実例から課題を抽出して整理すべきではないか。
- ✓ 事業者・消費者双方のニーズを満たしつつ、規制目的を充足するようなテクノロジーの活用について、許容できる規制体系を作っていくべきではないか（RegTech）。

2. 社会的責任・公正性の実現

【意見のポイント】

- 解決すべき問題は何か、何が課題となっているかを分析することを通じて、プラットフォームについての議論をする意義を考えることで、何のために「プラットフォーマー」の定義づけが必要なかが定まってくるという思考プロセスを辿るのが現実的な検討方針ではないか。
- プラットフォーマーについてのルールを導入を考える場合であっても、クリティカル・マスまで達している事業者と、これから事業を開始・展開するような事業者とは、規制事項が異なるのではないか。
- 現状はマーケットプレイス型のプラットフォーマーは手数料収入型のビジネス展開をし、メディア型のプラットフォーマーは広告収入型のビジネス展開をしているのが主流であるが、この組み合わせは論理必然ではないため、今後これらの混合型が出てくる可能性がある。そのため、現状のビジネスモデルを所与のものとしてそれぞれの類型を峻別した検討をすると、議論の幅を狭めるリスクがあるのではないか。
- プラットフォーマーの責任について検討するのであれば、誰が「プラットフォーマー」として責任を負う主体となるのかを消費者目線からでも分かりやすいような定義づけを考えて欲しい。
- マッチング型のプラットフォーマーの出現により生まれた CtoC 市場における消費者保護は、既に現実の問題として生じている課題を分析した上で優先的に検討しても良いのではないか。
- プラットフォームに関わる分野は正に先端のテクノロジー活用の中心地であるため、ルールを導入するに際してもハードローによる規律はなじみ難い。イノベーション促進との調和的を図るには民間による自主ルール（ソフトロー）によるルール整備に一定の役割を担わせることも効果的であり得るのではないか。
- 商行為に内在するリスクについては、必ずしも規制によってではなく、テクノロジーの活用によって担保できる領域も増えてきていると思われる。イノベーションの促進を考えるに際してはテクノロジーの活用に期待できる領域を考えながら規制を敷くべき範囲を考えることが重要ではないか。
- データビジネスである以上、セキュリティや利用者への情報提供に係るルールについても論点となるのではないか。
- ネットワーク効果が強く働くというプラットフォーム事業の特性に鑑みると競争法上の論点も生ずるのではないか。

- ポイントは、ある種おまけとして扱われてきたものであるが、社会に広く流通する決済手段としての性質を保有してきた現状において、システムを安定させる必要性の有無について検討する必要があるか。
- 国際的な規制の域外適用についても積極的な検討をすることが必要ではないか。

【意見を踏まえた検討の方向性】

- ✓ 現状の課題分析を通じて、プラットフォーム型ビジネスへのルール検討を進めていくべきではないか。ただ、現状のビジネスモデルを所与のものとしてそれぞれの類型を峻別した検討をすると議論の幅を狭めるリスクがある一方、責任を負う主体を消費者目線からでも分かりやすく明確化する必要があるのではないか。
- ✓ まずは、プラットフォームの出現により生まれた CtoC 市場を始めとする消費者被害の実態調査を踏まえ、消費者保護の必要性とその対応策について検討する必要があるのではないか。
- ✓ その際には、直ちにハードローによる制度整備を考えるのではなく、事業者団体等による自主的な取組み（ソフトローの活用）の内容や成果を踏まえた形で、テクノロジーの活用を阻害しない方向性を十分に検討すべきではないか。
- ✓ 消費者保護以外にも、データ強者たる性質に着目したデータ取扱いルールの必要性や、ネットワーク効果が強く働くという事業の特性に即した形での競争政策上の論点についても引き続き検討すべきではないか。